

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三芳町は、母子保健関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

三芳町

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ②新生児等の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑨養育医療の費用の徴取に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</p> <p>・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の26、56の2、69の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の69の2、70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送で通知する。	事前	
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 中間サーバー・ソフトウェア	事前	
平成29年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(689人)	事後	
平成29年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年10月10日時点	平成29年6月30日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-1. 特定個人情報地理扱う事務-②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、に関する事務	母子保健法の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、申請時の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導に関するジム ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に関する費用の支給・徴取に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-1. 特定個人情報地理扱う事務-③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	母子保健ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項並びに母子保健法第10条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の70の項並びに母子保健法施行規則第9条等	【情報提供】 番号法第19条7号及び別表第2の26、56の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条 【情報照会】 番号法第19条7号及び別表第2の70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	健康増進課長 金井塚 和之	健康増進課長 池田 康幸	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月10日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和1年12月20日	I 関連情報-1. 特定個人情報地理扱う事務-②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、申請時の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導に関するジム ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に関する費用の支給・徴取に関する事務	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ②新生児等の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑨養育医療の費用の徴取に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事前	
令和1年12月20日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条7号及び別表第2の26、56の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条 【情報照会】 番号法第19条7号及び別表第2の70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条	【情報提供】 番号法第19条7号及び別表第2の26、56の2、69の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条 【情報照会】 番号法第19条7号及び別表第2の69の2、70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 池田 康幸	健康増進課長	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の26、56の2、69の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の69の2、70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の26、56の2、69の2及び87の項 別表第2の主務省令で定める命令第19条、30条、44条 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の69の2、70の項 別表第2の主務省令で定める命令第39条	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日時点	令和4年12月27日時点	事前	
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日時点	令和4年12月27日時点	事前	